



2019年 4月 15日  
第 154 号

# JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集情報部

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



申25号

## 「労働基準法第36条第1項の規定に基づく

## 時間外及び、公休日労働に関する協定」に関する申し入れ 団体交渉開催！！

2019年4月末日に締結期限を迎える『「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び、公休日労働に関する協定」に関する申し入れ団体交渉』を本日4月15日に開催し、全5項目の議論を行い終了しました。

### 主な特徴点

◆時間外労働削減に向けて「不要・不急の時間外労働を命じないことや、計画的な業務遂行を徹底することにより適正な労働時間管理がなされるよう取り組んでいる」ことを確認。

◆営業職場で発生した年休の失効について、職場では年休を申し込んだのにもかかわらず「ちゃんと理由がないとダメ、マスターがOKしない」と管理者からの発言があった。年休抑制の疑いがあることから営業職場における事象について議論。会社は「1年間を通じて計画的に取得を奨励していく」「年休の使用について事由は必要なし」と確認。また、営業職場における事象については、事実確認を行い必要な指導をしていく」ことを確認。

◆過半数代表選において、「休職者の投票方法が不明確」「立候補者から投票用紙が手渡される」「管理者の前での投票で萎縮する」等、職場からの声に基づき過半数代表選の課題について議論。「立候補者が投票用紙を配布する際『立候補したからよろしく頼むよ』と投票の奨励を行っている」ことに対し、「事実だとすればダメ」と回答し確認。「労基法に基づいて公平かつ厳正に行っていること」を確認。

◆協定締結期間は2019年5月1日～2020年4月30日までの一年間とし、引き続き36協定違反撲滅に向けて議論を行いました。

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び  
公休日労働に関する協定」に関する申し入れ

横地申第25号  
2019年4月8日

1. 職場毎の時間外労働及び休日労働の実績、33適用実績を明らかにすること。  
また、1年間の系統毎の削減及び業務量の平準化に向けた取り組みの成果と課題を明らかにすること。

不要・不急の時間外労働を命じないことや計画的な業務遂行を徹底することにより、適正な労働時間管理がなされるよう取り組んでいる。

2. 職場毎の年次有給休暇の取得率（日数）を明らかにすること。また、年次有給休暇を失効する事象が発生していることから、原因を明らかにするとともに失効させない対策を講じること。

就業規則や関係法令等のルールに則って取り扱っていく。

3. 労働基準法の改正により、2019年4月1日から「年5日の年次有給休暇の確実な取得」が義務付けられたが、具体的な取扱いを明らかにすること。特に新規採用者に対する取扱いについては本人の取得時季の意見を丁寧に聴取し尊重すること。

就業規則や関係法令等のルールに則って取り扱っていく。

4. 過半数代表者の選出にあたっては、民主的な選挙手続きを行うこと。

過半数代表者は、労働基準法施行規則第6条の2に基づき選出を行っているところである。

5. 2019年5月1日以降の協約締結期間については、2019年5月1日から2020年4月30日までの「一年間」とすること。

1日、1箇月及び1箇年の限度時間を定める36協定の有効期間は、現行法令上望ましいとされる最長の期間である1年間が必須であると考えている。



36違反撲滅に向けて  
引き続き検証していこう